リーガル3分間ゼミ

Q 口頭発注後のメールで数値ミス　どちらの契約が有効？

五十代の男性会社員。メーカーに電話で「パソコン十台」と発注後、念のため送った電子メールで一ケタ間違えて「百台」と書いてしまった。メーカー側が百台納品して初めて入力ミスが発覚。単純ミスだが、電話とメールではどちらが有効な契約になるのか。

×　×　×

A メール有力、過失相殺も

民法では、契約は「申し込み」に対する「承諾」があれば成立する。口頭でも可能だが、商取引では正式な契約は文書で確認することが多い。最近では便利な電子メールの活用例も増えているが、手軽さからチェックが甘くなりがちだ。

相談例について、インターネット取引に詳しい湯原伸一弁護士は「後に送った電子メールは新たな契約の申し込みに該当する場合がある」とみる。さらに商法では、継続的な取引がある事業者同士の通常取引では契約の申し込みに諾否を通知しなければ、承諾と扱う規定もある。つまり、「入力ミスした電子メールに返事がなければ、契約成立となる可能性がある」（湯原弁護士）。

契約成立ならば、発注者側は百台分の代金を支払わなければならない。だが誤発注した電子メールによる契約そのものを「無効」と主張することも考えられる。民法には「錯誤があったときは無効」という規定があるためだ。ただ意思表示をした側に「重大な過失」があれば無効を主張できない。入力ミスは重大な過失に当たるのだろうか。

二〇〇五年十二月には、証券会社が株の注文数と価格を入力ミスして四百億円超の損失を出した。湯原弁護士は「商取引で入力ミスの影響は大きい。契約無効の主張は難しい」とする。電子消費者契約法に詳しい石井逸郎弁護士は「重過失となりうるが、一般の事務作業でのミスは重過失に当たらないのではないか」とするなど判断は割れる。

では、確認を怠ったメーカー側の過失は主張できるのか。石井弁護士は「損害賠償請求があれば、過失相殺で減額を求めることは可能」という。具体的には、電話でメーカー側が「十個ですね」などと承諾していたり、それまでの取引では考えられないような数量だったりした場合を挙げる。

いずれにしても「電子メールは記録が残るだけに、争いになれば水掛け論になりがちな口頭よりも証拠価値はある」（両弁護士）。取引先からのメールは十分チェックし、無用なトラブルを避けるためにも電話などによる確認は大切だ。

メールによる通知が到達したか否かの判断例
（経産省の電子商取引等に関する準則を参考に作成）

○	受信者が指定したり、通常使用しているメールサーバーに読み取り可能な状態で記録された
○	いったん受信者のメールサーバーに届いたが、受信者側のシステム障害などで消失した
×	届いたメールが文字化けで受信者が解読できなかった
×	添付ファイルが受信者の所有していないソフトで作成されており、解読できない（ワープロソフトのバージョンが違うなど）

ポイント
①入力ミスは重過失として契約無効を主張できないことも
②電子メールは必ず内容をチェック、口頭での再確認も重要

突然の第三者割当増資

取締役だけの決議　透明性に課題

少数株主の利益を損ねかねない大規模な第三者割当増資が相次ぎ、株式市場で不満の声が上がっている。一株当たり利益が大幅に希薄化したり、経営権が移ったりする新株発行でも、現行法では取締役会判断のみで事実上可能。大量買い付けのルール整備が進んだ発行済み株式とは対照的に、透明性確保などの面で法のすき間が残る形だ。専門家からは「情報開示制度の不備が不透明な資金調達の温床」などの声が出ている。

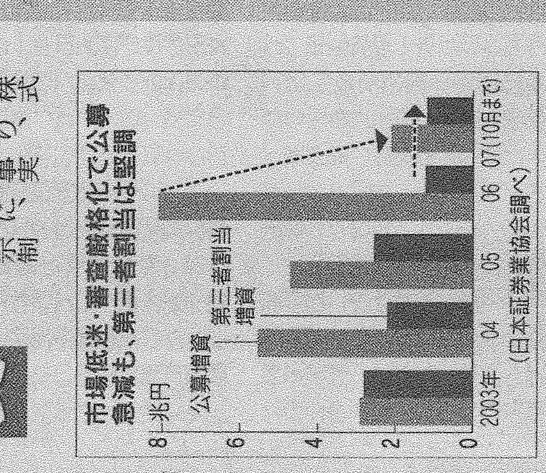

市場低迷・審査厳格化で公募急減も、第三者割当は堅調

（日本証券業協会調べ）

日本個人投資家協会の理事でもある木村喜由氏は五月に、自動車部品関連のTDFを相手取り、新株発行の差し止め請求を仙台地裁に申し立てた。同社は同月、いすゞ自動車への第三者割当増資による新株発行を発表していた。

木村氏は「中期経営計画では公表しておらず、資金使途が不明確」と主張。だが、同地裁は「十億円の設備投資資金が必要」との会社側主張を認め、申し立てを棄却した。

新株発行でいすゞのTDF株保有比率は二三・五％から三七・一％へと三分の一を超えた。木村氏は「（重要な意思決定事項に拒否権を持つ）三分の一超を取得したいならTOB（株式公開買い付け）をすべきだ」と憤る。

総会決議を経ず

[illegible]

CB発行中止について説明するオートバックスセブンの住野公一CEO㊥（11月15日、大証）

[illegible]資金洗浄に使われかねないのでは」（国内証券会社関係者）との声も少なくない。

シルチェスターは先月、発行差し止め仮処分を求めたが、東京地裁は申し立てを却下。情報開示の不十分さは問題にされなかった。結局、引受先とのトラブルでCBは発行中止に。会社は「投資家に理解される調達手法を検討する」と今月十三日、謝罪した。

保護より迅速性？

第三者割当増資による支配権移転の問題について、中央大学法科大学院の野村修也教[illegible]

結果的に第三者割当ての新株発行による容易な支配権確保を可能にしているとみる。

英国は全株主に新株の引受権を与える割り当てが基本。米ニューヨーク証券取引所は発行済み株式数の二〇％を超す新株発行は株主総会の承認を得るよう上場規則で定めている。取締役会決議だけで多額の新株を発行でき、簡単に支配権が移る日本の制度は世[illegible]

[illegible]発行枠は株主総会の特別決議で承認を得ている。我々はその範囲内でしか発行できない」と主張。法務省関係者は「こうした経済界の反対もあり見直せなかった」と振り返る。他方、金融庁は新株発行は「会社法の範ちゅうで法務省の問題」との姿勢だ。

強力な旗振り役不在のなか、東京証券取引所と日本証券業協会は規範作りに着手。日証協は規制検討会を年明けに[illegible]

傍聴席

公平に対ロ投資支えたい

ロシア最高商事裁判所長官
アントン・イワノフ氏（42）

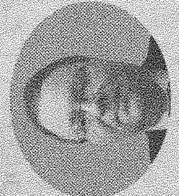

◎…「対ロ投資の活発化に伴い、課税問題や合弁企業の運営を巡り、外国企業が巻き込まれる紛争も年5－7％のペースで増えている」と語るのは、日露法律家協会の招待でこのほど来日した露最高商事裁判所のアントン・イワノフ長官。

◎…ロシアには憲法裁など複数の特別裁判所がある。企業が当事者の紛争を手掛ける商事系は4審制で、この5年間で最高商事裁で日本企業が争った案件は6、7件。「法律に未整備な部分もあり、似たような案件で違う判決が出ることもある」。ただ、「公平を心がけ司法の立場から対ロ投資を支えたい」と話した。

首都圏日経案内

明治ゴルフ　検索　速い、親切、安心一保証会員権の明治ゴルフ（株）
伊勢丹近　新宿区新宿3-33-10モリエールビル7F（12／13現在）
WEBで http://www.meijigolf.co.jp　電話で03-3358-4111

売　買　絵画　美術骨董　営業
広告申込所　（株）日本経済社

茨城の産業イメージアップ広告アンケート
茨城県産品プレゼント
A ほしいも（10名様）　B 納豆詰め合わせ（10名様）　C 日本酒 大観（10名様）

システムは、突然の税法改正に備えていますか？
ソフトは、ピー・シー・エー。
中堅・中小企業の内部統制と日本版SOX法はピー・シー・エーで！
ピー・シー・エー株式会社
pca.jp/nk/

目指すイバ・リーモンの旅
茨城県開発公社　茨城の産業イメージアップ広告